

居宅介護支援サービス重要事項説明書

1 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

所在地 桜井市阿部 323 番地
名称 居宅介護支援事業所なでしこ
代表者 施設長 吉井 尚
業務管理者 原 田 裕 貴

(2) 職員の体制

(R6.4.1 現在)

職種	主たる業務	人数
施設長	事業所の代表者	1名
業務管理者 (主任介護支援専門員)	事業所の業務管理	1名
主任介護支援専門員	居宅介護マネジメントの作成	2名
事務員	居宅介護支援事務	1名

(3) サービスの提供地域及び提供日・時間等

- ① サービスの提供地域は、原則として桜井市内とします。
- ② サービスの提供日は、原則として毎月曜日から金曜日までとします。ただし、次に掲げる日は除きます。
 - ・国民の祝祭日及び休日
 - ・年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
 - ・5月30日（済生会創立記念日）
- ③ サービスの提供時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとします。
- ④ なお、②に掲げる提供除外の日及び③に掲げる時間以外であっても、24時間連絡できる体制を確保しており、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備しております。次の電話番号へおかけいただければ、24時間職員が対応いたします。 TEL 0744-46-1317

(4) 担当職員

担当する居宅介護支援専門員氏名 _____

担当者交代の場合の

居宅介護支援専門員氏名 _____

2 運営方針

当事業所は、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画を作成するとともにサービス提供者との連絡調整その他便宜を提供します。

3 サービスの内容等報酬

- (1) 利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況を勘案して、介護サービス計画を作成します。また、当該計画に基づいてサービスの提供が確保されるよう、提供事業者との連絡調整その他の提供を行います。
- (2) 介護支援に際しては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って提供されるサービスが特定の種類または特定のサービス提供事業者に不当に偏ることがないように公正中立に行います。
- (3) 利用者は介護サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であり、かつ当該事業所を介護サービス計画に位置付けた理由を求めることが可能です。
- (4) 介護サービス計画の作成後においても、利用者やその家族並びにサービス提供事業者などとの連絡を継続的に行うことにより、サービス計画の実施状況を把握するとともに必要に応じてサービス計画の変更等事業者との連絡調整その他の提供を行います。
- (5) 介護サービス計画に基づくサービスの提供実施状況や前項に掲げる計画の変更などについての適切な記録を作成・保管し、利用者の求めに応じて開示します。
- (6) 障害サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスに移行する場合、特定相談支援事業者との連携に努めます。

4 料金

居宅介護支援利用料の基本料金は次のとおりです。それ以外の加算については別紙に提示します。ただし、法定代理受領により介護保険給付費が直接事業所に支払われる場合は、利用者負担はありません。

要介護1・2	1, 086 単位/月
要介護3・4・5	1, 411 単位/月
特定事業所加算Ⅲ	323 単位/月

5 緊急・事故時の対応

サービスの提供に際して、突発的な事故や利用者の体調に急変が生じるなど緊急の場合には主治医や家族に連絡します。

6 相談・苦情等の窓口

相談や苦情については、次のところへ連絡してください。

○ 居宅介護支援事業所なでしこ

業務管理者 原 田 裕 貴

電 話 0 7 4 4 - 4 6 - 1 3 1 7

○ 桜井市役所 高齢福祉課

電 話 0 7 4 4 - 4 2 - 9 1 1 1

○ 奈良県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護サービス苦情相談窓口

電 話 0 1 2 0 - 2 1 - 6 8 9 9 (フリーダイヤル)

7 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するため、次の通り必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について担当職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待を防止するための研修会を定期的実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。